

名古屋市旅館業法の施行等に関する条例（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（営業計画の公表）

第11条 法第3条第1項の許可の申請（以下「営業許可申請」という。）をしようとする者は、あらかじめ、営業計画（営業許可申請に係る施設の概要、営業の内容その他の市長が定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、公表しなければならない。

2 営業計画の公表をしようとする者は、あらかじめ、市長に対し、営業計画の内容を明らかにした書類及び公表に必要な書類を提出しなければならない。

3 営業計画を公表した者は、旅館業の施設の設置場所の周辺地域の住民等から意見又は要望を受けたときは、適切かつ迅速にこれらに対応するよう努めなければならない。

4 営業計画を公表した者は、営業許可申請をする前に、営業計画を公表した旨及び前項の対応に係る内容を市長に報告しなければならない。

5 前項の報告をした者は、営業許可申請に対する処分を受けるまでの間に営業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に対し、当該変更の内容を明らかにする書類を示し、その内容に応じて市長が必要と認める手続を行わなければならない。

（指導、勧告及び公表）

第12条 市長は、前条（第3項を除く。）の規定による手続をせずに営業許可申請をしようとする者又は営業許可申請をした者（以下「営業許可申請者等」という。）に対し、営業計画を定め、公表すること等を指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、偽りその他不正な手段により前項の手続をした営業許可申請者等に対し、営業計画の廃止、変更等を指導し、又は勧告することができる。

3 市長は、営業計画に定められるべき事項の内容により生じた紛争を解決しようとし、ない営業許可申請者等に対し、当該紛争を解決するよう指導し、又は勧告することができる。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による勧告（前条第2項の規定による書類の提出に係るものを除く。）を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

名古屋市旅館業法等施行細則（関係部分の抜粋）

（注：下線部分が改正箇所）

（営業計画の公表）

第13条 条例第11条第1項の規定による公表（以下「営業計画の公表」という。）は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 旅館業の施設の設置場所のうち公衆の見やすい場所に、条例第11条第1項に規定する営業計画（以下「営業計画」という。）の概要を20日以上掲示すること。

(2) 周辺地域の住民等に対し、営業計画の内容等について説明を行うこと。

（公表の実施報告）

第14条 前条第1号の規定による掲示を始めた者は、直ちに、当該掲示をした旨を保健所長に報告しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、条例第11条第4項の規定による報告は、別に定める様式により行わなければならない。

（自主的な解決）

第15条 営業計画の公表をした者は、周辺地域の住民等との間に営業計画に係る紛争が生じた場合には、誠意をもって、その解決に努めなければならない。

（公表）

第16条 条例第12条第4項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の概要

(3) 勧告を受けた施設の概要

（意見を述べる機会の付与）

第17条 条例第12条第4項の規定による意見を述べる機会の付与は、名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第3章第3節の規定の例により行うものとする。